ガス・県公企部会県公企グループ 活動報告

1. 電気事業について

政府は電力の安定供給や電気料金の上昇抑制等を目的として、「電力システム改革」に取り組み、第1弾として電力広域的運営推進機関の設立、第2弾として電力小売業への参入全面自由化や卸規制(卸電気事業者や卸供給事業者が一般電気事業者に供給する場合における総括原価方式による料金規制や供給義務)の撤廃、第3弾として送配電部門の法的分離等が実施されました。

公営電気事業者は、長く旧一般電気事業者と長期の随意契約を締結してきました。しかし、小売の全面自由化により、卸規制が撤廃され自由な料金設定が可能となりました。 長期契約が終了した公営電気事業者は一般競争入札により小売電気事業者と売電契約を結んでおり、従来の電力単価より高い価格となる一方、多くは2~3年程度の契約期間となっています。短期的には営業利益の増加が見込まれますが、長期的な事業運営には不安があります。また、電力価格急騰のため小売電気事業者の倒産・撤退が相次いでおり、契約期間中の不測の事態に備える必要があります。

再生可能エネルギーの普及に絶大な影響を及ぼし、公営電気事業者においては新規開発、機器更新の助力となった固定価格買い取り制度は一定の役割を終え、2022 年 4 月から市場価格に連動する FIP 制度が開始されました。公営電気事業者は絶えず変動する市場価格を注視する経営的な目線が必要となりました。

政府が推進する「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和4年改定版)」において公営水力は重点分野に位置付けられ、2022年度までに経営のあり方検討が3件実施されることが目標となっていました。鳥取県においては2020年9月に1発電所で運営権引継が実施され、今後2024年12月までに、さらに3発電所でも運営権が引き継がれる予定です。

我が国の電気事業は、大きな変革の時代を迎えており、自治体で電気事業を経営する 意義をより問われることになります。今後も継続していくためには、公営電気としての 付加価値を見いだしていかなくてはなりません。

県公企グループの電気事業分野の活動として、国との意見交換会の実施はハードルが高いため、同業団体である公営電気事業経営者会議との交流を通して電気事業分野の情報共有を図っていきたいと考えています。

2. 工業用水道事業について

工業用水道事業は 2022 年 3 月 31 日の時点で 149 事業者 236 事業あり、そのうち地方公共団体が 148 とほとんどを占めています。事業体数及び事業数の状況はほぼ横ばいとなっています。工業用水道施設の多くは 1950 年代から 1960 年代に建設され、管路の老朽化のため漏水事故が増加する等、本格的な施設の更新時期を迎えています。しかし、工業用水需要は減少傾向にあり、約2割の工業用水道事業は単年度の経常収支比率が100%未満(赤字)となっているなど、経営は厳しい状況に直面しており、管路の更新

を推進することが困難となっています。

また、事業体の職員数は 10 年間で約 1 割が削減され、工業用水事業の専門知識を持った熟練者が減少し、そのうえ、2~3 年で職員が配置転換するため、近年の大規模災害による施設の被害防止等、専門的な技術の伝承が急務となっています。

経済産業省の工業用水道政策小委員会は、2021 年 6 月に中間とりまとめが公表され、 ①強靭化の促進、②工業用水事業者の経営改善、③デジタル技術等による広域化、④民間活力の導入(PFI等)といった課題への対応策が示されました。

工業用水分野でのコンセッションは熊本県では3事業のうち2事業について2021年4月から、大阪市では2022年4月から、宮城県では上工下水一体型で同じく2022年4月から実施されています。今後、影響について調査していく必要があります。

県公企グループは毎年、経済産業省との意見交換会を実施しています。2021年と2022年は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令のため、やむを得ず中止となりました。しかし、感染状況の緩和により2023年2月、3年ぶりに実施することができました。

工業用水道補助事業関係や PPI/PFI 事業の進捗状況、デジタル技術の活用、電力価格高騰等、1時間にわたり活発な意見交換を行いました。

また、毎年「県公企グループ各県報告集」を発行しております。年末年始のお忙しい時期にご協力いただき、ありがとうございました。組合活動の参考にしていただければと思います。来年度も発行を予定しておりますので、自県で困っている事項や他県に聞きたい事項があれば、各地連の県公企グループ幹事を通じてお知らせください。ちなみに今年度は欠員数や企業局独自採用数を追加しております。